

自動車運転代行業約款

第1条（適用範囲）

- 1 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
- 2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

第2条（係員の指示）

利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第3条（代行運転役務の提供）

当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

第4条（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とす

るものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

第5条 (料金)

当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

第6条 (料金の収受)

- 1 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。
- 2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

第7条 (運行事故に関する損害賠償責任)

- 1 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車(以下「代行運転自動車等」という。)の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 (損害賠償を担保する保険等の措置)

- 1 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。
 - (1) 代行運転自動車について、対人無制限、対物1億円まで、車両二千万円までを限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険(共済)契約を締結すること。
 - (2) 随伴用自動車について、対人無制限、対物無制限を限度額としてすることを内容とする損害賠償責任保険(共済)契約を締結すること。
- 2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第9条 (代行運転役務に関する損害賠償責任の範囲)

- 1 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の損害賠償責任は、代行運転自動車に直接かつ通常生ずべき損害の範囲に限られ

るものとし、特別の事情により生じた損害については、当社又は当社運転者が当該事情を予見し、又は予見し得た場合を除き、責任を負いません。

第 10 条（免責）

- 1 当社は、天災、法令による規制その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転役務の全部又は一部を提供できない場合には、これにより利用者に生じた損害について責任を負いません。
- 2 代行運転役務の提供中に事故その他の事由により役務の継続が困難又は不能となった場合であっても、第 7 条に定める損害賠償責任を免れるものではありません。
- 3 前項の場合において、当社は、利用者が目的地へ移動するため通常必要と認められる範囲の費用を除き、特別の事情により生じた損害について責任を負わないものとします。

第 11 条（利用者の責任）

- 1 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。
- 2 利用者は、代行運転役務の提供中に交通事故その他の事由が発生した場合には、当社又は関係機関による事故処理、車両移動、保険手続その他必要な対応に合理的な範囲で協力するものとします。
- 3 利用者が前項の協力を合理的理由なく行わなかったことにより損害が拡大した場合、当社は当該拡大部分について責任を負いません。

第 12 条（約款の掲示）

当社は、本約款を営業所、随伴用自動車内及び当社ホームページに掲示し、利用者が容易に閲覧できる状態に置きます。利用者から請求があった場合には、当社は本約款を提示します。

以上